

豊橋三大学学生まちづくりハッカソン終了後の確認書

豊橋三大学連携まちづくり委員会 御中

(以下、総称して「主催者」といいます。)

私たちチームメンバー（本書末尾記載）は、下記イベント（以下「本イベント」といいます。）に関し、以下の事項を確認し、同意しました。

【本イベント】

イベント名：豊橋三大学学生まちづくりハッカソン

第1回アイデアソン、および、第2回アイデアソン

開催日時：平成28年6月18日、平成28年7月2日

1. 成果物

本イベントにおけるチームとしての最終成果物（アイデア、コンセプト又は本イベントにおいて制作された中間成果物等は含まないものとします。以下「チームの成果物」といいます。）の内容は以下のとおりです。

1.1. 名称：

1.2. 内容：

2. 事業化

2.1. 相当な期間内に改めてチームメンバーで協議のうえ、チームの成果物に関し、事業化する否か、事業化する場合には当該事業への参加の可否を決定します。

2.2. 前項に定める場合において、当該事業化のメンバーから外れる者は、チームの成果物に関する知的財産権その他一切の権利を放棄するものとします。

3. 知的財産

3.1. チームの成果物に関する知的財産の権利化について、以下のとおり意思を確認しました。

* 権利化したい

* 権利化の意思はない

3.2. 知的財産を権利化したい場合、その詳細について、以下のとおり意思を確認しました。

* 特許権または実用新案権

(権利化する対象：)

* 意匠権

(権利化する対象：)

* 商標権
(権利化する対象：)

4. 公開

チームの成果物に関し、特許権、実用新案権又は意匠権の新規性を喪失し、これらの権利化を阻害しないために、公開を避けるべき事項について、以下のとおり意思を確認しました。

- * すべて公開してよい
- * 一部公開を避けるべき事項がある

(内容：)

5. 所属先との関係

所属先の法人等を代理又は代表して本イベントに参加したチームメンバーは、自己の責任で本イベントに関する権利関係等に関する所属先の法人等の意思を確認するものとします。万一所属先の法人等の関係でトラブル又は紛争が生じた場合、当該チームメンバーは、自らの責任と費用をもってこれを解決するものとし、主催者、協賛企業又は他のチームメンバーに対し、一切の迷惑等をかけず、何らの請求や異議申立てを行わないものとします。

6. 保証

チームの代表者は、主催者に対し、本確認書の内容について、チームメンバー全員と話し合い、チームメンバー全員を代理する権限を有することを表明し、保証します。

7. 特記事項

[]

年 月 日

チームメンバー：

- *
- *
- *
- *
- *
- *

チーム代表者

【住所】

【電話】

【メール】

【氏名】

印